

●尾張支社  
一宮市栄 2-14-29  
アスティー宮  
北館102号  
電話 0586(72)5003  
FAX 0586(72)6823

●尾東支局  
春日井市上条町  
1-215  
原ビル4階  
電話 0568(41)9950  
FAX

# 空気質「良好」に証明書

## 春日井環境アレルギ対策センター

同センターは2018年に創設。室内空気質測定や住まいのコンサルティング、民間資格の「環境アレルギアドバイザー」取得講習などを手がけている。

室内空気質測定は、室内の空気を捕集し、空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン、スチレン、アセトアルデヒドの7物質の濃度を測定する。

## 測定事業を拡充 宿泊施設などに提案へ

春日井環境アレルギ対策センター(春日井市大泉寺町1-2-1の2、加藤美奈子代表、電話090・4260・5095)は、室内の空気中のガス成分量を示す「室内空気質」の測定事業を拡充した。測定した室内の空気質が良好であることを示す証明書を発行するサービスをこのほど始めた。快適な宿泊環境の提供で差別化につなげたい宿泊施設や、シックハウス症候群、アレルギ一症状への対策に取り組む住宅メーカーなどに提案する。

(春日井・天野 予重)

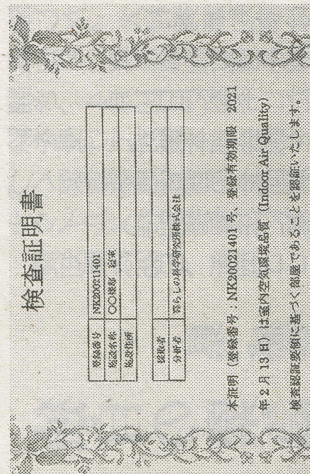
これまで測定は、依頼主の建築事業者や住宅メーカーに書面で報告していたが、「住宅の購入者にも提示できる証明書が欲しい」といった要望があり、認証を実施することにした。

発行する証明書は2種類。ホテルや旅館を対象にした「宿泊施設室内空気環境品質認証」では、測定した7物質と総揮発性有機化

合物(TVOC)の数値が厚生労働省の指針値以下の場合に、同センターが業務提携する一般社団法人寢室環境衛生管理協会発行の認証を受けることができる。発行費用は5万円(税別、別途管理費)。

一方、新築住宅の一室の空気質を見る「室内空気環境品質検査認証」は、測定した7物質が指針値を下回る場合に、一般社団法人日本環境保健機構から認証が発行される。発行費用は2万円(同)。どちらも有効期限は1年。

新規顧客の開拓のほか、これまで測定を行った施設や企業にも提案する。加藤代表は「空気中の浮遊物質に対する関心が高まっている。証明書があることで、室内や住宅の価値を上げられることをアピールしていきたい」と話している。



①証明書を手にする加藤代表  
②検査証明書の一部